

【件名】

ロサンゼルス近郊で発生した山火事の被害を受けた方に対する旅券手数料免除について

【本文】

在留邦人の皆様へ

この度のロサンゼルス近郊で発生した山火事による甚大な被害に関し、心よりお見舞い申し上げます。

在ロサンゼルス日本国総領事館では、以下のとおり、ロサンゼルス近郊で発生した山火事の被害を受けた方の旅券手数料の免除を実施します。

1 実施期間

今回の山火事により在留邦人の皆様に甚大な被害が出ていることに鑑み、災害発生後1年間（令和8年1月14日までの期間）を目処として、旅券申請時の旅券手数料免除の措置を実施します。

2 対象者

今回発生した山火事の被災地域に居住し、かつ火災によって自宅が全焼、半焼その他これらに準ずる被害を受け、有効な日本国旅券を焼失・紛失した方を対象とします。申請に際しては被害の程度や当該地域に居住していたことを証明する書類（例：住所の記載された運転免許書等）をご提示いただくことで、旅券手数料の免除のための申請をすることが可能です。

本件手数料免除のための申請は当館窓口で行う旅券申請にのみ適用されますので、オンライン旅券申請では本件免除のための申請を行うことは出来ません。

旅券手数料免除の措置の適用可否は個別に判断させていただきますので、本件免除のための申請を希望される方は、以下の当館連絡先までお電話又はメールにてあらかじめご連絡をいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

在ロサンゼルス日本国総領事館 領事警備班

電話番号：213-617-6700

（音声案内に従い言語を選択いただいた後、番号3番を押してください。）

（領事窓口時間：月曜日～金曜日までの9：30～11：30、13：15～16：30）

ryoji@ls.mofa.go.jp（メールでご連絡をいただく場合にはお電話番号とお名前を忘れずに御記入ください。）

※本メールは在留届に登録されているメールアドレス宛に送信しております。被害に遭われたお知り合いの方で在留届に登録されていない方をご存じの場合には本情報を共有いただけますと幸いです。